

2021年9月25日

県リーグ事務局長 蔵元様
県リーグ1部事務局 寺田様
県リーグ2部事務局 岩田様
岐阜県社会人サッカー連盟役員各位

岐阜県社会人サッカー連盟
委員長 岩村 宣明

令和3年度第53回岐阜県社会人サッカーリーグ中止について

平素は本連盟の事業活動に多大なるご支援、ご協力を承り厚く御礼申し上げます。

さて、8月20日に国からまん延防止等重点措置が適用され、その後、8月27日に緊急事態宣言区域として9月30日まで期間延長となることを受けました。県社会人サッカーリーグも8月20日から9月30日まで予定されているリーグ戦を全て中止する措置を講じています。リーグ運営方式については、社会人サッカー連盟および県リーグ事務局とともに、その都度、協議を重ねてきました。

本連盟としては、緊急事態宣言後の10月3日からリーグ再開に向け調整する中、緊急事態宣言解除後の試合を再開するには、あまりにもチーム活動の準備期間が少なく、選手の怪我のリスクが非常に高いことを検討課題に入れ、リーグ再開日の延期、現在まで中止となっている試合の日程調整等含め協議いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は減少傾向にあるものの、いまだ医療提供体制も予断を許さない状態であり、若年世代への変異株による感染者が増加している状況です。今後、若年世代へのワクチン接種が進んでいくことを見越し、公式的なリーグ戦を強行するよりも、準備期間を設け、状況に応じた形で試合を進めていくことができる交流戦（練習試合形式）へ切り替えたほうが良いなどの意見をふまえ、リーグ成立条件（5月7日通達文）を満たすことが難しいと総合的に判断し、本年度の県社会人リーグは不成立と決定いたしました。

2020年度に続き、県社会人リーグが正規に実施できることは大変心苦しい思いであります、まずは皆様の安全を最優先と考えての決定であることをご理解願います。

また、以下の通り決定事項をご報告いたします。

9月25日に岐阜県社会人サッカー連盟会議で協議し決定

【決定事項】

- ・令和3年度第53回岐阜県社会人サッカーリーグ（1部・2部）は中止。（リーグ戦は不成立）
- ・1部・2部リーグ間の昇降格はなし。
- ・10月17日より、当初の日程に基づき交流戦を実施する。

- ・交流戦については、原則リーグ要項に則して実施する。(一部、緩和する事項もあり)
勝敗は順位に反映しないが、警告・退場等の懲罰は記録として反映する。
※県入替トーナメント大会等の審判員派遣のペナルティーポイントとなる。
- ・交流戦に出場できる選手は、リーグ要項【細則（4）（5）】に則し、選手追加登録期限内（9月8日まで）に承認を受けた選手に限る。
- ・交流戦の開催については、緊急事態宣言が解除された約3週間後（10月17日）を目安として、双方のチームの意志を確認したうえで実施する。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に関するガイドライン（GFA1種社会人ガイドラインの策定の基本方針）を遵守するとともに、基本的な感染対策の徹底を図ること。

【2021年度県入替トーナメント大会について】

本来の県入替トーナメント大会は実施しない。ただし、地区リーグ代表4チームによるトーナメント大会を実施し、優勝チームが県リーグ2部13位チームとの入れ替え戦を行う。詳細は別途案内する。